

日本食道学会学術集会における演題取り下げ・発表者交代に関する規定

(目的)

第1条 本規定は、日本食道学会学術集会（以下「学術集会」という。）における演題取り下げ及び発表者交代に関する手続を定め、学術集会の円滑かつ公正な運営を確保することを目的とする。

(責務)

第2条 演題を登録した筆頭演者（以下「発表者」という。）は、演題登録から一貫して誠実に対応し、学術集会の運営及び参加者に対して責任を負うものとする。

(演題取り下げの手続)

第3条 発表者が演題を取り下げる場合は、次の各号のいずれかに従い、所定の演題取り下げ書式に必要事項を記入のうえ、学術集会事務局へ提出しなければならない。

- 一 学術集会の開催前日までに提出する場合は、メールにより演題取り下げ書式を学術集会事務局へ提出すること。
- 二 学術集展会期中に提出する場合は、発表前に電話またはメールにより演題取り下げの旨を学術集会事務局へ連絡し、学術集会終了後に提出すること。
- 三 学術集展会期中に連絡を行わず、予定された発表時間を経過した場合は、学術集会終了後1か月以内に提出すること。

2 前項第三号に該当する場合、学術委員会は当該取り下げの不可避性について審議し、必要に応じて罰則の適用を決定する。

(発表者交代の手続)

第4条 発表者を交代する場合は、次の各号のいずれかに従い、所定の発表者交代書式に必要事項を記入のうえ、学術集会事務局へ提出しなければならない。

- 一 学術集会の開催前日までに提出する場合は、メールにより発表者交代書式を学術集会事務局へ提出すること。
- 二 学術集展会期中に提出する場合は、発表前に電話またはメールにより発表者交代の旨を学術集会事務局へ連絡し、学術集会終了後に提出すること。
- 三 学術集展会期中に連絡を行わず、予定された発表時間を経過した場合は、学術集会終了後1か月以内に提出すること。

2 事前の届け出なく発表者を交代した場合、学術集会事務局は文書により改善を求め、当該発表者に対し、改めて所定の書式による届出を義務付けることができる。

(罰則)

第5条 発表者が演題取り下げ又は発表者交代に関し正当な理由なく本規定に定める手続を履行しなかった場合、学術委員会は以下の措置を講ずることができる。

- 一 当該筆頭演者の翌年度における日本食道学会学術集会での発表を認めない。
- 二 ただし、共同演者としての参加は妨げない。

(施行)

第6条 本規定は、2026年4月1日より施行する。